公立大学法人首都大学東京 第一期中期目標期間の積立金繰越承認について(案)

地方独立行政法人法 第40条

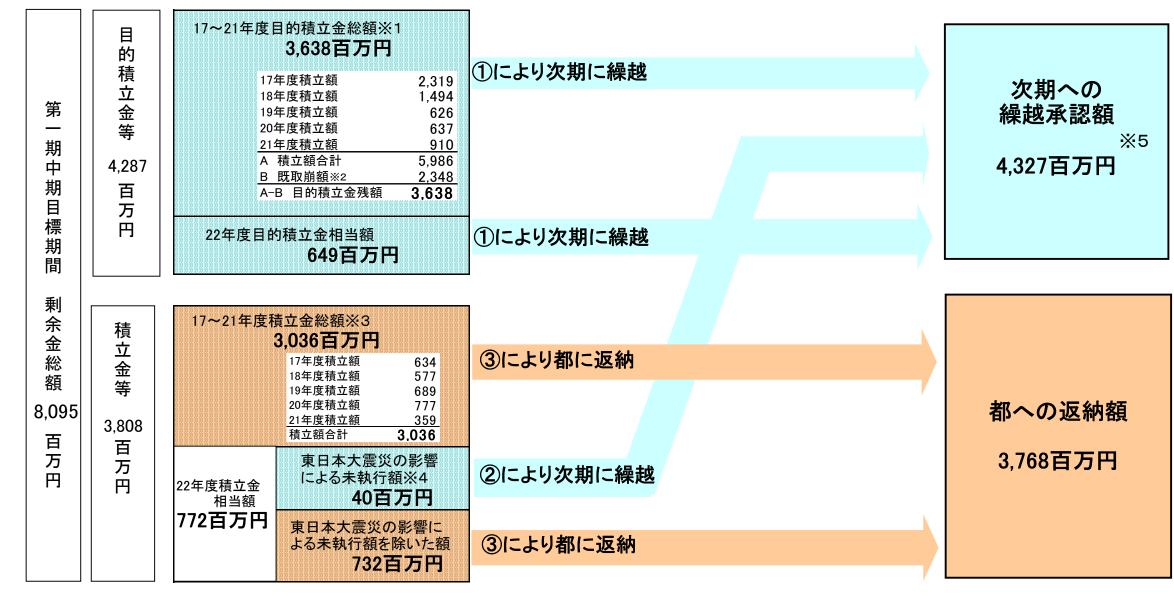
○中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて次期の中期計画期間に定める業務の財源に充てることができる。 ○設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

次期中期目標期間への繰越の考え方

- 1 以下のいずれかの要件に合致する場合、次期中期目標期間への繰越を承認する。
- ① 当該中期目標期間中に経営努力を認定し、目的積立金として整理した額(最終事業年度において経営努力と認められる額を含む)
- ② 災害等法人の責に帰せない理由により期中の使用が不可能となった場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額

なお、承認の前提として、東京都地方独立行政法人評価委員会が行う法人の中期目標期間に係る業務実績評価の項目別評価において、「1 中期目標の達成状況が良好である。」 もしくは「2 中期目標の達成状況が概ね良好である。」の評価が、評価項目のおおむね80%以上であることを条件とする。

- 2 以下については次期中期目標期間への繰越を認めず、都に納付するものとする。
- ③ 当該中期目標期間中に経営努力として認められず、積立金として整理された額(ただし、上記②を除く)



※1

自己収入により生じた剰余金や、行うべき業務を効率的に行った結果生じた剰余金が経営努力認定を受け、目的積立金として整理されている。

Ж2

既取崩額の内訳は以下のとおり。 〇プロジェクト研究棟開設 1,000百万円 〇プロジェクト型任用 472百万円 〇MRI購入 350百万円

〇キャンパス環境の改善等 225百万円 〇その他 301百万円

| || || || || ||

退職手当など特定運営費交付金 の執行残額や、教員定数未補充 分相当の人件費など、行うべき業 務を行わなかったために発生した 剰余金が積立金として整理されて いる。

|X4

○納品の遅れによるもの: 教育用機器等の購入 19百万円 8号館書架側板等の買入れ 8百万円など ○工事竣工の遅れによるもの: 照明設備改修工事・監理委託4百万円など

1 💢

- │ 第二期の使途は以下のとおり(予定)。
- 〇効率化推進積立金 700百万円 〇プロジェクト型任用 378百万円
- 〇国際化推進ファンド 486百万円 〇大学院博士後期課程学生への経済支援 267百万円
- 〇2大学1高専の特色ある教育・研究の取組を推進するための基金 100百万円
- 〇将来構想の検討及び実現に向けた取組み 63百万円
- 〇未来人材育成基金 2,293百万円 〇東日本大震災対応 40百万円